

高齢者福祉施設における 新型コロナウイルス感染症への対応

高齢協としての取り組み

2021年 2月



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

東京都高齢者福祉施設協議会

命を守る あたりまえを護る そして地域を支える

東京都高齢者福祉施設協議会は、どこよりも多様性に富んだ東京にあって、これからますますニーズが高まる高齢者福祉、介護の発展と充実をめざして活動しています。

いま、新型コロナウイルス感染症の脅威が続く中で、私たち社会福祉法人が運営する高齢者福祉施設、事業所は、担い手である職員の皆さんの健康を守り、安全を高めて、おだやかで安心な高齢者の生活の場を守ることが使命となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、高齢者にとって大きな脅威です。未知のところが多く、有効な治療法も確立していません。それだけに施設や事業所で働く皆さんは、日々恐れと不安の中で、気持ちを奮い立たせて立ち向かっています。

高齢者福祉を担う皆さんを守ることは施設、事業所そして地域の高齢者を守ることに他なりません。普段であれば一事業所で事足りることも、いまの状況では力不足となるところが大です。

私たち東京都高齢者福祉施設協議会は、東京都全体はもちろんですが、それぞれの地域でお互いの力を補いながら、協力・連携して、新型コロナウイルス感染症の脅威に立ち向かっていく取り組みをすすめています。

これまでに増して、施設や事業所の枠を越えて力を合わせて、脅威を乗り越えましょう。

東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
会長

西岡 修

1. 新型コロナウイルス感染症への 対応ポイント～発症施設の状況から～



新型コロナウイルス感染症への対応については、情報を共有し対策を考えていくことが重要です。高齢協の新型コロナウイルス対策委員会では、実際に感染症が発生した施設にご協力をいただきヒアリングを行い、併せてレポートを作成いただきました。そこから見える対応のポイントを委員会としてまとめています。今後の対応の参考にぜひご活用下さい。

※各施設の対応状況については事例集として高齢協HPに掲載しています。

<資料掲載URL>

⇒<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/bukai/kourei/members/news/2020-0811-0941-14.html>

新型コロナウイルス対策委員会では、実際に新型コロナウイルス感染症が発生した施設様にご協力いただきヒアリングを行い、レポートを作成していただきました。そこから見える対応のポイントについて委員会にて下記のとおりまとめました。

1. 事前の備え

- 平時から3密にならない環境、ソーシャルディスタンス、咳エチケット、新しい生活様式（特に職員）、消毒・介助時の対策等を講じる。
→上記の内容等を行っているか、否かで、保健所は、職員の濃厚接触の振り分けを行う
- 保健所による専門的研修、専門的立場からの説明等
- コロナ対策訓練の実施（定期的な訓練・シミュレーションが必要）
- 対策本部立上げ（発生時いち早く対策本部を立上げることが必要、あらかじめ場所も決めておく）
- 各担当を事前に決めておく
- ハイリスク者リストアップ（疾患等）
- 物資の確保、発生～収束まで約 1 か月に必要な物資のリストとアップ、保管場所確保
- BCP・対応マニュアルの作成
- 応援職員受け入れに関する備え（業務手順書の用意及びコーディネート指揮監督者候補者等）

2. 初動対応

- 様子を見ず、迷わず保健所や相談センターに連絡することが重要
- 疑いの段階で改めて消毒の徹底等衛生管理、担当職員を分ける、個室への移動など、可能な範囲で対応を行うことが必要。
→対応が遅れることで、感染の拡大につながるケースがある。

3. 物品の確保

- アルコール消毒液、グローブ、ガウンや防護服の不足
- 不足時は保健所に確認しながら使用方法を検討
- 法人内他施設からの融通で対応
→小規模法人や一法人一施設の場合などは、近隣での相互協力が必要

4. 人員体制の確保

- シフトは1日ごとに見直す状況
- 業務はフロア完結
- 法人内他施設からの応援
→小規模法人や一法人一施設の場合などは、近隣での相互応援体制等の構築が必要（複数自治体でスキームが検討中とのこと）
- 給食・清掃・警備などの委託業者（の職員）の出勤が減少・当該フロアでの業務を拒否
→介護職員等が行うことで業務範囲の拡大・負荷の増大

5. 関係機関との連携

- 保健所等関係機関に連絡
- 感染症への対応は保健所の指示に従う（ゾーニング・防護服の着脱等についてのレクチャー等含む）
- その他の対応（休止・再開等）は、役所等との協議・指示
- 担当の固定化、役割分担の明確化
- 施設間の連携
→実際感染症が発症した場合、施設を孤立させないことが大切。孤立することで職員のメンタル不調にもつながる。
物資や人的な支援だけでなく顔を出し声をかけるだけでも大きな効果がある。

6. 職員へのフォロー

- 職員の不安は想像以上、メンタルケアを重視することが大事
→相談室を開設、
- 錯綜する情報による不安
→デイリーミーティングを実施し情報共有
- 特殊な環境下で業務遂行した職員より様々な補償を求める声
→宿泊費補助・感染症対応手当の創設
- 管理者のふるまいを職員たちが見ている。自分が試されている時と思って明るく前向きに努めた。管理者の孤独を誰かが救ってあげてほしい。

7. その他

- ゴミの排出
→医療用廃棄物として対応
※新たに専門業者と契約対応したケースもあった。
- 風評など
→当施設の利用者が他事業所のサービス提供を拒否され、調整に苦労、濃厚接触者でなくても拒否され、大変苦しんだ。
感染者が一人出ただけで、まるで犯罪者を出したように苦情がたくさん寄せられた
陽性確定当初に多くの電話、正しい情報を持たない中での誹謗中傷に職員の疲労感が増した
- マスコミ対応
→利用者の陽性判明をHPに掲載した翌日から、マスコミが正面玄関前にカメラを構えていた
20時過ぎに施設をライトで照らされ外観や1階部分を撮影され放送された
→担当者の配置など対策の検討が必要
- PCR検査について
→施設の状況を踏まえた受検体制の検討が必要

感染症発症施設の具体的な対応状況等につきましては、レポートをご参照ください。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時 サービス継続のために



(1) 衛生資材が不足する時

◇まずは法人内施設での調整

⇒事前の備え、備品の管理が必要

◇近隣施設間での相互支援

⇒予め施設間で支え合えるような関係、仕組みづくりをご検討ください。

(各施設間での情報共有のため『新型コロナウイルス感染症、情報共有応援システム』をご活用下さい。※7ページ参照)

◇施設の所在する行政所管課に相談

⇒自治体によっては衛生資材を備蓄している場合がありますので有事の際には行政所管課にもご相談下さい。

◇それでも不足する場合は高齢協事務局へご相談ください

高齢協で管理している衛生用品・防護用品には数に限りがあります。利用者が濃厚接触者と特定された場合のPCR検査の迅速化や、感染発生施設には行政・保健所からの支援や衛生用品等の提供がなされている現状をふまえ、初期対応の物資が不足する感染発生施設やクラスターが長期化した施設に提供することとしています。また、提供できる資材についてはご要望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

(1) 衛生資材が不足する時

高齢協では、全国老人福祉施設協議会「広域感染症災害救援事業」により、利用者に感染者が発生した会員事業所に対し、入所支援を継続するために緊急に必要な衛生用品・防護用品を応急的に提供しております。

※ただし資材の提供にあたっては、要件を満たす必要があります。

＜提供要件＞※下記①と②の要件をいずれも満たす場合

- ①利用者に感染（PCR 検査陽性）が発生
- ②入所施設 であり、当該利用者への福祉サービスの提供を施設内において継続する場合

＜提供内容＞

高齢協に配布されたセットの範囲内で、原則として1施設あたり1セット
セット内容は下記のとおり。

用品名	数量
防護服	30枚
ゴーグル	1個
フェイスシールド	20個
手袋	300枚
サージカルマスク	25枚
N95マスク	5枚
シューズカバー	30枚
消毒液	5 L
非接触型体温計	1本

手続きについては、高齢協HPに掲載の内申書に必要事項を記載のうえ、事務局にメールにてご送付ください。

・メール送付先：kourei@tcs.w.tvac.or.jp

＜その他の衛生資材について＞

衛生資材についてはこの他にもマスク、手袋（プラスチック）等、若干の在庫がございます。緊急時には事務局までご相談ください。

ただし、保管している資材には限りがあります。まずは各施設・法人内、近隣施設間での調整、または行政・保健所にご相談のうえご対応ください。対応いただいてもなお不足する場合にご相談いただき、不足状況等を踏まえ提供を検討いたします。

※衛生資材に関する近隣施設間での相互支援については、後述の『新型コロナウイルス感染症、情報共有応援システム』（7ページ参照）をご活用いただくこともできます。各地域で運用をご検討下さい。

(2) 人員体制の確保

◇まずは施設及び法人内での調整

⇒予め対応について検討をしておく必要があります。

◇区市町村内、近隣施設間での相互支援

⇒各地域において予め、施設間で支え合えるような関係、仕組みづくりをご検討ください。

（高齢協では各施設間での支援体制構築をサポートすることを目的に『新型コロナウイルス感染症、情報共有応援システム』をご活用下さい。※詳細は7ページ参照）

◇それでも不足する場合

⇒東社協が東京都との協定に基づき運用している『応援職員派遣事業の活用』

実際に新型コロナウイルス感染症が発生した施設においては、人材の確保等一つの施設で対応することは難しい状況となります。そういった状況に対し施設間で連携し対応するための仕組みとして、高齢協では『新型コロナウイルス感染症、情報共有応援システム』を運用しています。

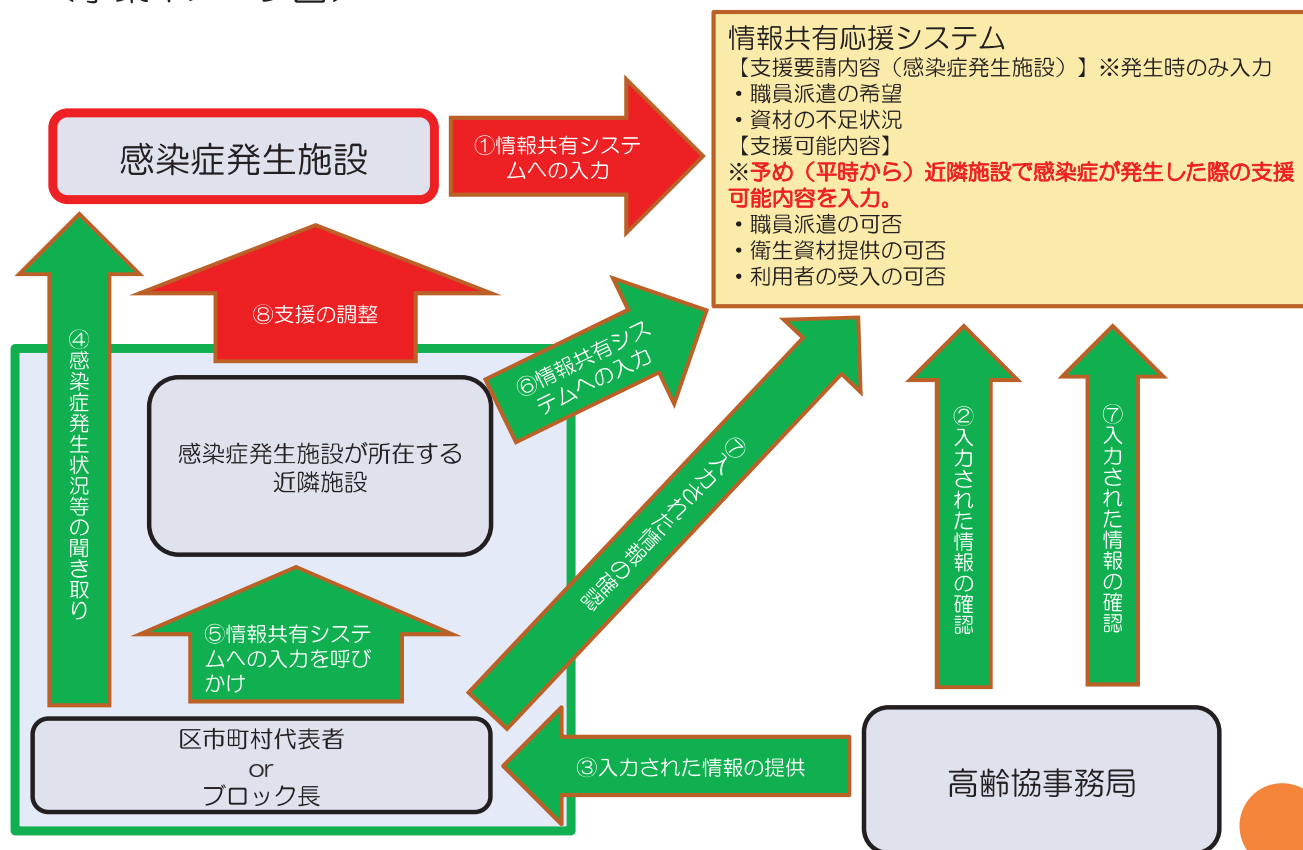
『情報共有応援システム』の活用

＜事業概要＞

新型コロナウイルス感染症については、施設内で感染症が発生した際、自施設のみで対応することが困難となり、近隣施設からの支援が必要となる場合もあります。

そういった場合に対応するためには予め支援体制を構築しておくことが求められており、東京都高齢者福祉施設協議会では、**区市町村内や近隣施設間での相互支援体制の構築をサポートすることを目的**に「新型コロナウイルス感染症 情報共有応援システム」を開設しました。

＜事業イメージ図＞



< 『情報共有応援システム』 運用例 >

予め近隣施設で感染症が発生した際に支援が可能な内容をシステムに入力

感染症発生

まずは法人内での調整が前提

①発生状況や支援要請内容をシステムへ入力 → 高齢協事務局にて支援要請内容再確認

②事務局にて確認した内容を区市町村代表者もしくはブロック長へ共有 → 支援要請内容の再確認

③近隣施設に対し、情報共有システムへ支援可能内容の入力を依頼 → 近隣施設にて支援可能内容の入力

④システムに入力された情報をもとに、区市町村代表者（もしくはブロック長）を中心に支援を調整
※状況により区市町村の所管とへもご相談のうえ調整

人材については、本システム等を活用し区市町村内での相互支援の調整を測っても対応できない場合、
『応援職員派遣事業』の活用が可能

☆ ポイント ☆

- ・システムは近隣施設間で情報を共有し相互応援体制をサポートすることを目的としています。
具体的な支援にあたっては、**区市町村内での体制整備が必要となる。**
- ・システムでは人材だけでなく、衛生資材等に関する相互支援体制の整備にも活用できます。



【参考】『情報共有応援システム』 利用手順

高齢協ホームページよりシステムへアクセス

①ホームページトップ画面の
こちらのバナーをクリック

②こちらからシステムへ
アクセスできます。
要ID・パスワード
→ともに『tkykourei』

◆支援可能内容一覧

東京都
高齢者福祉施設協議会
情報共有推進システム
(E型COVID-19対応)

東京都高齢者福祉施設協議会 情報共有推進システム
新型コロナウイルス感染症 支援可能内容記入フォーム

※近隣施設で感染症が発生した際、支援が可能な内容についてご記入ください。
感染症発生施設と感染症発生施設以外（支援可能施設）で入力フォームが異なります。ご注意ください。

■支援可能内容記入フォーム＝
当該施設への支援が可能な内容についてご記入ください。

■支援可能施設の一覧＝
上記フォームに入力いただいた施設一覧表の一覧です。

■支援事項内容記入フォーム＝
施設内で感染症が発生した際にご記入ください。

※施設名（の一部）、または会員コードで検索すると施設名が表示されます。施設名をクリックすると編集画面に移ります。
更新は強制行っておりません。
なお、他施設の情報を見ることが禁止されています。自治体の情報のみ記入するようになっています。

⑥こちらから各施設が入力された支援可能内容の一覧が確認できます。

⑥こちらから各施設が入力された支援可能内容の一覧が確認できます。

必要時、入力情報をもとに相互支援ができるよう、地域ごとにあらかじめ支援の仕組みをご検討ください。

東社協 東京都高齢者福祉施設協議会 情報共有応援システム（新型コロナウイルス感染症）
感染症発生施設以外（支援元施設） 支援可能内容一覧

[\[回到顶部\]](#)
[\[更新说明/纠错\]](#)
[\[CSV数据\]](#)

施設・事業 所名	施設所 在地	連絡先	担当 者名	提供できる衛生資料	派遣 可能な 職員 の種別	利用者の受入の可否	その他情報共有欄	更新 日時
テストケー ス	テストデ ータ	info@infoys.jp TEL:03-3333-4444 FAX:03-5555-6666	テ ス ト	これはテストです。①まいごは				12/26 12:15

◇支援要請内容の入力

※施設内で感染症が発生した原にご記入ください。

感染発生施設と感染発生施設以外（支援用施設）で入力フォームが異なります。ご注意ください。

- 施設名（の一部）または会員コードで検索すると施設名が表示されます。施設名をクリックすると施設画面に移ります。
- 要約は随時行ってください。
- なお、他施設の情報と無断で変更することは禁止しています。自施設の情報のみ記入するようにしてください。

※記入いただいた内容は原則非公開となりますが、協力を依頼する施設には情報提供いたします。予めご了承ください。

⑤-2 支援要請内容をご入力ください。

④-2 施設名を入力
ご自身の施設名を選択し入力画面へ

施設内において感染症
が発生し、支援が必要
となった場合にご入力
ください！

東京都福祉保健施設協議会 情報共有応募システム
新型コロナウイルス感染症 支援要請内容記入フォーム

感染症発生状況、及び必要とする支援について記入ください。

施設・事業所名	テストデータ
担当者名	
新型コロナウイルス感染症の影響による人材不足状況	
他施設からの職員応援の希望	☐ 希望する ※ 希望理由
応援職員の受け入れについて	☐ 対応した施設の感染症対策 ☐ 対応した施設の研修施設あり ☐ 法人内の対応した施設以外
職員応援を希望する職種	☐ 介護職 ☐ 看護職 ☐ その他（下記に書き添ってください）
機材・資材の不足状況	☐ マスク ☐ 防護服 ☐ 手袋 ☐ その他（下記に書き添ってください）
利用者の受け入れ（ショートステイ・デイサービス等）希望	
その他の情報共有欄	

正しく入力し終わったら、下のボタンを押してください。

[戻る](#)

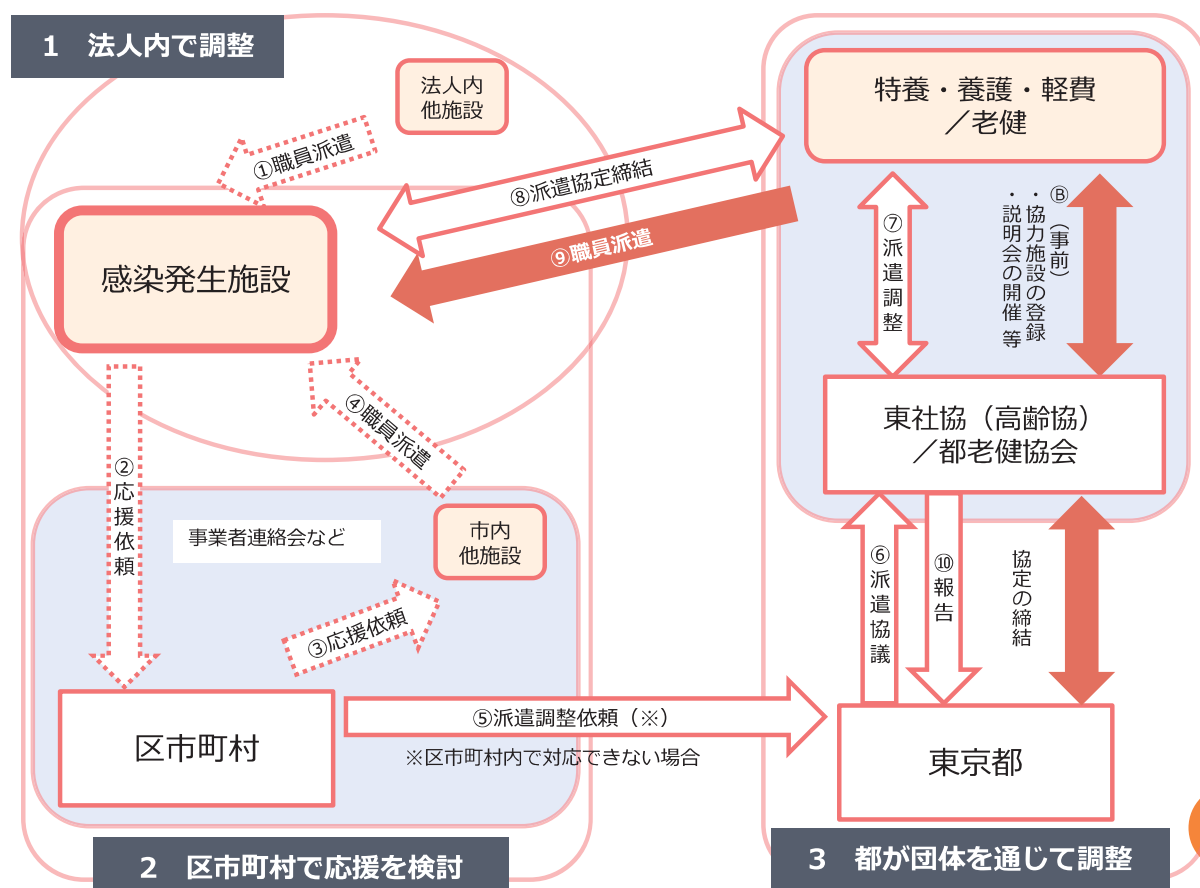
※こちらの入力情報は会員には公開されません。

『職員応援派遣事業』について

<事業概要>

東京都社会福祉協議会では東京都との協定に基づき、都内の高齢者福祉施設において新型コロナウイルス感染症が発生した際、法人内での職員派遣、また、区市町村内での相互支援の調整を行ってもなお入所者へのサービス提供体制が整わず、都内での応援職員派遣が求められる状況に対応し、他法人からの応援派遣職員の調整を行う。

<事業イメージ図>



<職員応援派遣までの流れ>

感染症発生

まずは法人内での調整！！



法人内で対応ができない場合

①区市町村へ応援依頼⇒区市町村から区市町村内の他施設へ応援依頼



区市町村内で対応ができない場合

②区市町村から東京都へ派遣調整依頼（様式あり）
⇒東京都から東社協へ派遣協議



③東社協により派遣調整

- 1) 要請内容の詳細確認（感染症発症施設への聞き取り）
- 2) 協力施設（要事前登録）への打診
- 3) 派遣職員決定



派遣職員決定後

- 1) 感染症発症施設と派遣元施設で施設間協定を締結（参考様式あり）
- 2) 職員の派遣

☆ ポイント ☆

- ・まずは法人内、区市町村による調整！
- ・本事業の推進のため、協力施設への登録をお願いします！
- ※登録した場合でも、施設の状況に応じ派遣の可否はご判断いただけます。
- ・職員応援派遣の受入にあたっては予め想定し備えておくことが重要です！



『情報共有応援システム』と『職員応援派遣事業』の違い

<目的>

○『情報共有応援システム』

⇒施設内でのコロナ感染症発症時における職員体制や衛生資材の確保、
利用者の受入等について、区市町村内で相互支援体制を構築するに
あたっての、ひとつのツールとして運用する。

○『職員応援派遣事業』

⇒施設内でのコロナ感染症発症時における職員体制の確保について、
法人内、区市町村内等での調整を行ってもなお調整が難しい場合、
都内全域を対象に支援を調整する。

<支援の調整>

○『情報共有応援システム』

⇒システムの運用及び入力内容の情報提供は東京都高齢者福祉施設協議会が行うが、**具体的な支援調整については提供された情報をもとに、区市町村の代表者（もしくはブロック長）を中心に行う。**

※状況に応じ区市町村の所管とも相談のうえ調整下さい。

○『職員応援派遣事業』

⇒法人内、区市町村での調整を行ってもなお入所者へのサービス提供体制が整わない場合、**申請に基づき東京都社会福祉協議会にて支援調整**を行う。

※応援派遣の協力施設については事前登録が必要。

※職員応援派遣の要請については、区市町村所管から、東京都経由で行う。

<その他の違い>

	職員応援派遣事業を活用した支援	情報共有応援システムの活用した支援（案）
派遣先	原則、感染症発生施設	感染症が発生した施設の同法人他施設も可能（玉突き応援）
支援内容	職員応援派遣	職員応援、衛生資材、利用者の受入

<活用にあたっての注意>

○『職員応援派遣事業』

⇒前提として、法人内や区市町村での支援を行ってもなお入所者へのサービス提供体制が整わない場合に、都内広域的に支援を調整を図る仕組みとなっています。区市町村内での支援体制の構築をお願いします。

○『情報共有応援システム』

⇒区市町村内での情報共有をサポートするためのシステムです。

具体的な支援調整については区市町村の代表者（もしくはブロック長）を中心に対応いただくため、予め支援方法をご検討ください。

※『応援職員派遣事業』については協力施設としての事前登録、
『情報共有応援システム』については支援可能内容の事前入力が必要となります。
それぞれにご登録及び入力が必要となりますのでご注意ください。



【参考】

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 広域感染症災害救援事業 現場支援者派遣元施設への補助金支給について

感染症の発生により要員不足となった介護施設等に対して、介護現場職員を応援派遣した介護施設等に対し補助金を支給。

※応援派遣については、東京都、区市町村、東社協等が関与する協定、申し合わせ又は調整等によって行われるもので、同一法人内での調整でないものに限る。

<申請方法>

感染症が発生した日から6ヶ月以内に所定の様式に必要事項を記載のうえ東京都社会福祉協議会、福祉部高齢担当にご提出ください。

<支給額>

1 介護施設等20万円

<補助金の使途>

補助金の使途については特段の定めはなく、応援派遣される職員に対する特別手当等、当該職員が欠ける間の他の職員の負担に対する充当など、介護施設等の判断に委ねられる。

※その他詳細につきましては、全老施協「広域感染症災害救援事業」の実施要項をご参照ください。

3. 高齢協ホームページについて



3. 高齢協ホームページについて

「新型コロナウイルス感染症に関する高齢協の取組み」については高齢協のホームページに詳細を掲載しています。今後も最新情報等を更新してまいりますので定期的にご確認下さい。

＜高齢協ホームページURL＞ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/index.html>

トップ画面内のバナーをクリックし、「新型コロナウイルス感染症に関する高齢協の取組み」を閲覧ください!!



こちらのバナーをクリック

※一部会員専用ページについては、閲覧にID及びパスワードが必要となります。

<ホームページ掲載情報一覧> ※コロナ関連情報抜粋

- 新型コロナウイルス感染症への対応ポイント～発症施設の状況から～

⇒<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/members/news/2020-0811-0941-14.html>

- 職員応援派遣事業

⇒<https://www.tcsw.tvac.or.jp/news/kourei-haken.html>

- 新型コロナウイルス感染症情報共有応援システム

⇒<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/members/2020-1211-1525-14.html>

- 衛生資材（全老施協「広域感染症災害救援事業」に関する情報）

⇒<https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/kourei/2020-0629-1617-14.html>

ホームページにはその他の情報も多数掲載されています。
ぜひ定期的ご確認いただきますようお願いします！！



